

令和6年度 不整地運搬車運転技能講習のご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)



山形労働局長登録教習機関 (不整地登録第63号)
登録有効期間 2029年3月30日
建設業労働災害防止協会山形県支部
登録番号: T5 0104 0500 1851
TEL 山形県支部: 023-642-3033
技能安全センター: 0237-83-2211

労働安全衛生法第61条により、**最大積載量1 t以上の不整地運搬車**の運転は、**不整地運搬車運転技能講習を修了した者でなければ運転はできません。また、運転を指示してもいけません。**

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

1 講習開催日

月	日程	会場
8月	学科: 27日(火) 実技: 28日(水)・29日(木)	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL: 0237-83-2211

※実技日は先着順に、どちらか1日を指定します。

実技は、高さ15mの**実習棟での屋内講習**となります。

2 受講資格

11時間コース (学科: 7時間、実技: 4時間)

- ① 建設機械施工技術検定1級(トラクター以外)又は2級の2種から6種に合格した者
- ② 大型特殊自動車免許を有する者
- ③ 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者
 - ・ 小型車両系建設機械特別教育(機体重量3 t未満)を修了し3ヶ月以上の運転経験を有する者
 - ・ 不整地運搬車特別教育(最大積載量1 t未満)修了し3ヶ月以上の運転経験を有する者
- ④ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削用)運転技能講習を修了した者
- ⑤ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

※上記いずれかの条件に該当する方が受講可能

③の運転経験は証明が必要であり証明者は所属事業主となります。また、虚偽の証明が後日判明したとは、発行済みの修了証は無効となりますのでご注意ください。

3 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区分	一般	建災防会員 (会員には教材費補助)
受講料・教材費	受講料 30,530円 教材費 1,606円	受講料 30,530円 教材費 0円
	合計 32,136円	合計 30,530円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 修了証の発行

所定の科目を受講し、修了試験（学科・実技）で合格した者に講習終了後、**即日交付**となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「**技能講習 統合修了証**」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「技能講習修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 受講資格を証明する書類：運転免許証・修了証等の写しを必ず添付

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員(40名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660
建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
 - ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じます。が、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索 